

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議の開催について

平成25年9月27日
閣議口頭了解
平成29年12月5日
一部改正
令和2年11月10日
一部改正
令和5年12月8日
一部改正

1. 官民ファンドの活用推進を図るとの観点から、官民ファンドの運営状況の検証を政府一体となり関係行政機関が連携して行うため、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の下に、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、内閣総理大臣が指名した官職にある者とする。
5. 会議及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会について

平成25年9月27日
内閣総理大臣決裁
平成26年6月27日
一部改正
平成26年12月22日
一部改正
平成27年7月31日
一部改正
平成29年11月28日
一部改正
令和3年9月7日
一部改正
令和4年10月19日
一部改正
令和5年10月13日
一部改正
令和7年10月2日
一部改正

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（参）

構成員 内閣官房副長官補（内政担当）

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣府地域経済活性化支援機構担当室長

内閣府民間資金等活用事業推進室長

公正取引委員会事務総局経済取引局長

金融庁総合政策局政策立案総括官

総務省大臣官房地域力創造審議官

総務省国際戦略局長

財務省大臣官房総括審議官

財務省理財局長

文部科学省科学技術・学術政策局長

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

経済産業省経済産業政策局長

経済産業省商務・サービス審議官

経済産業省中小企業庁長官

国土交通省不動産・建設経済局長

国土交通省国際統括官

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官